

件名

金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">(連結の範囲)</p> <p style="text-align: center;">第七十四条 「略」</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社<del>が</del>指定国際会計基準(連結財務諸表規則第三百十二条)に規定する指定国際会計基準をいう。)に基づき、連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結安定調達比率を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含まれるものとする。</p> <p>3 「略」</p>
改正前	<p style="text-align: center;">(連結の範囲)</p> <p style="text-align: center;">第七十四条 「同上」</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社<del>が</del>指定国際会計基準(連結財務諸表規則第九十三条)に規定する指定国際会計基準をいう。)に基づき、連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結安定調達比率を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含まれるものとする。</p> <p>3 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。